理系私立大学における発達障害学生への配慮

山田 康枝*1·木谷 秀勝

Considerations for Students with Developmental Disorder at a Private Science University

YAMADA Yasue^{* 1}, KIYA Hidekatsu (Received December 14, 2023)

キーワード:発達障害学生、理系大学の支援、授業支援、合理的配慮、協働体制

1. 問題と目的

大学における障害学生の支援(特に、発達障害学生に対する合理的配慮)を、2016 年から施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、障害者差別解消法)」を元にして、文部科学省が2016年度から国立大学等では義務とし、一方私立大学では努力義務とした(内閣府、2016)。2021年6月に公布された改正障害者差別解消法によって、2024年4月から国公立、私立を問わず、すべての大学等において、不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の不提供の禁止が法的義務とされることになった(内閣府、2021)。法律の制定後も統計的にも発達障害学生の短大や4年制大学での在籍者数の増加、及び合理的配慮を要する学生数は増加し続けている。独立行政法人日本学生支援機構による最新の報告である「令和4年度(2022年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」によると令和4年度の大学生3,076,955人のうち障害学生総数49,672人のうち発達障害学生数20,188人(20.7%)、精神障害学生数15,787人(31.8%)と報告されており、前年度より増加している。また、発達障害」である時理系には3,193人が在籍している。障害種別の在籍校数は多い順に「精神障害」828校、「発達障害」770校、「病弱・虚弱」763校。全学校数(1,174校)に占める障害学生在籍校の割合は82.6%である。支援障害学生を障害種別で見ると、多い順に「精神障害」の10,222人で、前年度(7,613人)より2,609人の増え、「発達障害」7,164人で、前年度(6,037人)より1,127人の増え、「病弱・虚弱」4,191人で、前年度(3,514人)より677人に増えている(独立行政法人日本学生支援機構:JASSO,2023)。

こうした支援を要する学生数の増加にも関わらず、義務化が遅れたこともあり、短大や私立大学などでは、 それぞれの大学独自の支援体制はまだまだ十分でないのが現状である。その中でも、地方の小規模な私立大 学では、様々な支援が実施されているが、現状では、大学全体の協働作業ではなく、学生相談の担当カウン セラーや、事務関係(特に、教務や就職関係)、そして熱意ある教員など、個人の努力でなんとか凌いでい る現状であることは否めない。

そこで、今回の報告では、筆者らが実施した発達障害学生への支援の経過を報告するとともに、理系私立 大学で合理的配慮をより有効に、しかも協働的な体制の元で推進されるための試案について合理的配慮の義 務化を念頭に検討することを目的とする。

2. 事例の概要

複数の大学での事例を紹介するにあたり、個人が特定されないように、事実関係については考察に影響を 及ぼさない範囲内で変更している。

^{*1} 近畿大学工学部(山口大学教育学部研究生)

2-1 大学入学直後からの不安を表現できない学生

学生Aの場合、1年次の授業開始直前に担任教員(担任制度により研究室配属が決まる3年後期まで固定された担任が配置される)との面談を行なったが、教員は発達障害の知識はほとんどなく、手探りの状態であった。担任教員は保健室の利用方法と保健室と保健師を学生に紹介し、図書館や空き教室など学内で一人になれるところを教え、トラブルや疑問があれば担当教員に連絡することなどを説明した。しかしながら、学生Aは、発達障害の疑いがあり、また感覚過敏もあり、頭痛、腹痛、嘔吐、発熱などの身体症状のため授業を途中退出することが続く。また、人とのコミュニケーションが苦手なため、教室でも人と離れた席に座っている。大学での勉強の方法がよくわからなく不安を感じている。学生からの質問は、最初は大学での生活の仕方や授業内容への疑問が多かったが、慣れてくると、レポートの書き方や、合格点の取り方を聞いてきた。それでも、学生実験での共同作業が難しく、実験レポートの作成に苦労している状態が続き、教員間で情報共有から支援を始めた。レポートの提出期限の延長や、一時退出を認めてもらうなどの依頼をした。

ところが、実験レポートを延長しても提出できなかったため、結果的に留年することになった。理系の学生の場合、多くの大学では実験レポートは一つでも提出しないと単位が出ない規定になっていることが多く、 座学では単位が習得できたとしても、実験の科目の単位取得が難しく結果として進級を困難にしている。

2-2 得意な科目を通して支援が進んだ学生

学生Bの場合、自閉スペクトラム症の診断を受けており、元々国語が苦手だったこともあり、理系の大学に進学した。そのため、理系の大学に入学しても、大きな目標がない状態で学生生活が始まった。授業では英語など自分が得意な科目では試験で高い得点をとり、勉強したい気持ちがあることは教員間でも共有することができた。このように、学生Bは英語力があるので、化学の教科書の原著を読んで、わからないことを質問したりしていたが、化学の基礎的知識が抜けているため見当違いをしているところもあり、高校の化学を復習するように促したが、最初はなかなか実行しなかった。それでも、担任教員が継続的な面接を通して、励ますことで、学年が進むにつれて、自発的に発表できるようになってきた。やがて、担当教員が感じていた以上に、学生Bが遠慮して、本音を発言できていないことに気がついた。その時点から多少踏み込んだ質問をするようになったが、学生Bの本当に困っている点がわからないことは多々あった。担任教員は聞き出すための手法をさらに研修し、カウンセラーなどの助言を得る必要性が高いことを反省した。

2-3 日常生活リズムが不安定な学生

学生Cの場合、日常生活での時間管理や後片づけがとても苦手なこともあり、両親は心配して、大学では学生寮(管理人が常駐)で生活を始めた。ところが、元々の睡眠障害の問題(主に入眠障害)があり、朝はどうしても起きることができないために講義に遅刻や欠席することが多くなる。そこで、担任教員が心配して面接に呼び出して来てもらうと、体臭が強く、いつも同じ洋服を着ていることが続いていた。

学生寮の管理人に確認しても、入浴は週に1度程度であり、夜遅くまで大きな声でオンラインゲームをするために、周囲の学生からも苦情が出ていることがわかった。こうした状況を両親にも理解してもらい、睡眠障害の改善を目的として心療内科を受診してもらい、結果的に ADHD と睡眠障害の診断を受けて、投薬を開始した。同時に学生寮から退寮して、面倒身のいい管理人がいる学生アパートに移り、生活面の管理をしっかりと配慮することを通して、留年しながらも卒業することができた。

2-4 スマホ依存の学生

学生Dの場合、自閉スペクトラム症と感覚過敏が認められた。特に、感覚過敏では感覚探求として常に何かの強い視覚刺激がないとソワソワする感じがあり、高校以降はスマホの画面ばかりを見る生活が続いていた。家族からも「スマホ依存」と言われて、学生D自身もなんとかしたいが、自分一人では難しく、大学に入ってから講義中もスマホを手放すことができず、結果的に講義に集中することができないだけでなく、実験などのレポートもまったく提出しない状況で1年目から留年した。

そこで、担任教員と相談しても、教員からは「頑張りなさい」、「自分の力で乗り越えなさい」としか言われずに、2年目になってから勉強への意欲が段々と低下していった。こうした悩みを2年生終りになって学生相談のカウンセラーにやっと話せるようになり、カウンセラーからは、教務の協力ももらい、大学に来たら、最初に教務課にスマホを預けて、一日の講義が終わったら、スマホを受け取ることを提案された。

学生D自身も最初は上手くできないこともあったが、スマホの代わりにハンドタオルを握ることで感覚探求への対処ができるようになり、2回留年したが卒業することができた。

2-5 履歴書が書けない学生

学生Eの場合、学習障害として書字障害があり、レポートの提出が遅れることが多く、また、提出されたレポートも字が読みづらく、誤字脱字が目立っていた。担任教員が心配して面接に呼び出したところ、こうした発達障害の特性が小学校以降続いていたことがわかった。こうした障害特性を教員間で共有しながら、4年生になったが、就職活動への抵抗が強く見られ、その背景には手書きを必要とする履歴書が書けなかったことが理解できた。そこで担任教員が週に一度は面接をしながら、少しずつ履歴書の書き方(特に自己 PRが苦手)を指導することで、履歴書が書けるようになるだけでなく自己 PRを考えることを通して、障害に対する自己理解を進めることができた。

3. 考察

3-1 事例を通した理解できる支援の可能性と限界

3-1-1 支援体制

今回紹介した事例からわかるように、担任教員が単独で対応し、教員に障害に対する知識が足りなかったり、対応時間が足りなかったり、緊急時の対応の的確性などに問題があり、発達障害の特性を持つ学生にとって本当に必要な支援を進めることが難しい状況が、大学生活全般にわたることが理解できる。合理的配慮を検討する時や、緊急の支援(突発的な問題が生じた時や留年になりそうな時など)が必要なことが起きた時に、担任教員1名で担当することは困難である場合が多い。当然ではあるが、合理的配慮を効果的、しかも継続的に進めるため、同時に担任教員一人に責任を押し付けないようにするためにも、2名以上で対応すること、しかも、すべての事務職員・看護師(保健師)・学生相談カウンセラー、そして家族を含めた協働体制で支援することができればより安定して、長期的なサポートが可能になると考えている。

同時に、障害学生に応じた指導方法を議論し方向性を決める大学全体の協議の場が必要である。事例でも紹介したように、安全性に配慮を要する実験が多い理系では特に必要である。協議の場を通して多くの教員が動けば、事務職員も動きやすくなり、多くの大学職員が関わることで、障害学生の修学・健康状態・単位管理などの多様な情報が、的確かつ迅速に把握できて、予防的な支援も可能な協働体制を構築することが可能である。

3-1-2 家族調整

事例からわかるように、教員自身の発達障害に関する知識が十分でない場合、家族調整が難しい場合は多い。筆者らも学期が変わるごとに保護者と面談していたが、学生だけでなく、保護者にとっても有効な支援は十分でなかったと考えている。学生自身大学生になったら、自分ひとりでなんとかしないといけない思いが強いだけでなく、保護者側でも「大学生になってまで、自分の息子/娘のことを相談してもいいのだろうか」と困惑したまま、時間だけが過ぎて、結果的に留年が決まることは多い。

ところが、事例からわかるように、これまでの学校生活での困難さ、心身の健康面などの支援に必要な基本的情報を確認するなど、家族と相互信頼ある連携をどのように進めるかはとても重要である。同時に、保護者にとって大学から連絡があると、「また、困ったことが起こったのではないか」「自分達(保護者達)の育て方が悪かったと言われるのではないか」など、「自分達もどう接したらいいかわからないのに、なんとかしてくださいと言われても困ります」と本音を言えない状況に陥ることもある。こうした悪循環を予防するためにも、レポートを無事に出せたこと、留年せずに進学することができたなど、学生自身が主体的に努力していることも保護者に連絡するなどの連携の方法も検討する必要がある。

3-1-3 入学前

事例からわかるように、大学入学前の段階で事前面談の体制が整っていたら、もっと効果的・継続的な合理的配慮ができたのではないかと考えている。こうした事前面談の体制は、山口大学学生特別支援室や近隣の国立大学では広島大学アクセシビリティセンターなどですでに実施されている。もちろん、地方の私立大

学では、国立大学と同じように体制を構築することにはいろいろな課題があることは事実である。

しかしながら、事前面談のもっとも重要なことは、障害学生だけでなく、保護者自身も大学全体で行う支援について、十分理解できる機会であると同時に、全学体制で取り組む姿勢に安心感・信頼感を抱くことができる絶好の機会であることを忘れてはいけない。こうした安心感・信頼感の基礎の上で、学生本人の希望を聞き、2回目以降はサポートの内容の確認、サポート学生の配置、合理的配慮の説明などを行うことがより有効になる。また、大学入学前後から面談の回数を重ねることで、学生も保護者もサポート内容を把握でき、大学側の事前準備がやりやすく、特に理系のように実験、演習に関する事前説明はより有効になると考えている。

3-2 今後の地方私立大学の合理的配慮に関する試案

前節で示した合理的配慮が抱える問題点や改善内容の全体像を受けて、合理的配慮をより個別性・具体性をもって進めるための試案について検討する。

3-2-1 教員の意識改革と授業準備

教員の意識改革に関して、教員や学生相談のカウンセラーが単独で、しかも困惑しながら対応するのではなく、相互理解しながら協働してサポートしていくためには、全ての教員が障害や、障害学生に対する共通認識を持つ必要がある。そのためにはFD活動の中で、障害学生への教育を実践している教員の講義などを参考にして多様な障害を持つ学生に具体的にどのように授業や実験などでサポートするかを具体的に提示し、同時にデータベース化する必要がある。実際に個々の教員だけでは、どこまでやったらいいのか判断を一人では決めかねるところがたくさんある。そこで、教員間でも合理的配慮についての考え方が違ったとしても、合理的配慮をするためには教職員間に共通認識が必要である。JASSO (2021) による「合理的配慮ハンドブック」に合理的に基づく修学支援について書かれているが、まだまだ具体性に欠けるところがある。そこで、教職員に対してこのようなハンドブックの活用を基本として、そのうえで、各大学の実情に応じてデータベース化された事例の収集を継続することが必要である。

授業準備に関して、JASSO のハンドブックにあるように、自閉症の特性により、数量や言葉等の理解が部分的であったり、偏っていたりするので、学習内容の変更・調整を行い、情報・コミュニケーション及び教材の配慮については写真や図面、模型、実物等の活用扱いやすい道具を用意するなど、補助具を効果的に利用することが必要である。不安を抱える学生の事例において、実際に実験を始める前に、実験の目的や具体的なタイムスケジュール、役割分担などを詳しく説明し、レポート作成の方法を具体的に説明し、最終的にどのような結果が必要であるかを担当教員それぞれが説明してきている。これらの説明により、実験の目的となぜ実験が必要かを理解してもらえるように努力してきたが、単位取得につながることもあったが、単位取得につながらなかった例もあり、まだまだ改善の余地はあるが、こうした合理的配慮は、障害学生だけでなく、すべての学生にとっても有効であると実感している。それだけに実験を中心とした授業準備を周到に行うといった意識改革は、すべての学生対応に有効であるとの共通認識を持ちながら、さらに意識改革を進める必要がある。

3-2-2 サポート学生の育成

特に実験系の授業では一般学生によるサポートが不可欠である。一般学生にも実験が不得手の学生がいるが、これまでの経験から、実験グループ内に優秀で面倒見のいい学生がいると不得手の学生も実験がはかどり、グループ全員のレポートの完成度も上がる傾向があることがわかっている。サポート学生をどのように育成していくかについては、広島大学や山口大学の取り組みを参考にしたい。どちらの大学も ALP(アクセシビリティリーダー育成プログラム)を利用して、ボランティア意識の高い学生を集めて教育している。このようなプログラムの利用は重要である。意識の高い学生を集めるだけでなく、一般学生の意識を高めるためには総合科目に障害者や障害者差別解消法についての講義を設けることが必要である。

吉利(2018)は、障害のある人との接触経験は高校までの学校生活において学年や性別にかかわらず限られており、高校生は接触経験の機会が十分ではなく、時間的な経過のなかで得られる情報のみに依存していると報告している。また、高い認知度が肯定的なイメージの形成に影響しており、それらは基本的知識の程度とも関係していた。渡邊(2010)は、発達障害のある児童生徒の仲間関係について大学生の回想を分析した

結果、同級生が発達障害のある児童生徒に対して無関心であったり、意図的に距離を置いたりする傾向がみられた。しかし、発達障害に関する知識をもつことにより、関係が改善される可能性を示唆した。三好ら(2022)よる「理系学生の発達障害に対するイメージ、知識、意識の傾向」の報告では、発達障害について「知っている」群・接触経験「あり」群では、否定的なイメージ語よりも肯定的なイメージ語を多く選択するものの割合が3/4程度と高く、高い認知度および接触経験が肯定的なイメージの形成に関係していることが示された。これらの報告は、大学以前からの一般学生の障害者への理解を深めるには、知識教育と接触体験が重要であることを示している。日本の学校現場では以前よりは増えているが、小さい時からの教育や接触体験は今後さらに増やしていく必要がある。

3-2-3 修学支援の流れ

障害学生修学支援委員会の存在を前提に今後めざすべき修学支援(試案)の流れを表1にまとめた。このような流れで、修学支援を行うことができれば、障害学生も支援教職員、一般学生も協働して有効で継続的な支援ができると考えている。

表 1 修学支援の流れ

ステップ No	項目	内容	補足
1	申請書の作成と提出	本人の希望や診断書をもとに支援内容を協議し、担当教員、 学生支援担当事務による支援のもと学生が作成し、該当窓口 に提出する。	この段階で、学生の持つ障害について理解を深め、障害者差別解消法や 合理的配慮への理解を相互認識する。
2	障害学生別ワーキンググ ループの結成と事前協議	事前協議:学生、保護者、担当教員、学生支援担当事務で具体的な支援内容を協議する。少人数のワーキンググループでは、学生も意見を言いやすい環境を作れると考える。合理的配慮についての共通認識を形成する。問題が起きた時は、ワーキンググループで相談してサポートを進めていくことにする。	役割分担をし、サポートする際に個人に荷重な負担や責任が行かないようにする。
3	具体的な支援内容実行書	ワーキンググループにおいて支援内容実行書を作成する。	出来るだけ具体的な内容にする。
	の作成と委員会への提出	当此不必担(z // 文 +/ 运由点之 // 点 // 一人 四 · 红 · 声 · // // // // // // // // // // // // /	
4	委員会で協議・支援内容 の決定	学生の希望に沿った支援内容を決定し、合理的配慮の範囲について協議し、学生が希望する支援が無理な場合にどう説明するか考える。支援内容の結果を全教職員に通知し、実行する。	
5	支援内容のチェック	定期的に面談し、支援が順調に行われているか満足度アン ケート等を実施する。	問題が発生した場合には随時対応する。
6	支援内容の修正	順調に行っていない時は、ワーキンググループで改善案を再提出し委員会で再協議し、修正する。	

3-2-4 就労支援

卒業に際し、就職先あるいは障害者の就職支援を行なっているハローワークや企業(株式会社 LITALICO)などや独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED)などに登録されている支援団体を紹介して送り出すことが大事である。学生本人と保護者の希望を早くから聞き、様々な職業について知る機会を設けて、自分のやりたいことや自分の特性をしっかり自覚してもらい目標を決めることが重要である。履歴書の書き方や面接の練習を早くから取り組む体制をとるべきである。大学を卒業させるだけでなく次のステップを考えてのキャリア教育が1年次から健常者、障害者に関わらずすべての学生に必要である。特に理系の学生は、企業から専門的知識や技術、考え方、創造性を求められることが多いので、早期からの準備が重要であると考える。目標がより具体的であると有意義な大学生活を送れるようになる。履歴書が書けない学生の事例のように、早期から練習を繰り返すことで履歴書が書けるようになった。

清水 (2019) の研究では、高校 (通常学級) の進路の授業において、発達障害生徒がライフプランニング の具体的な支援を受けた結果、対象生徒に自らが働く姿を意識させ、将来像の具体的なイメージを考えるように促すことで自己理解が深まり、人生設計できることが明らかになった。特に ASD 児は、思春期になると自分と周囲とのズレに敏感になり、心理的な二次障害を負いやすくなる障害特性を持っているので、本人自身の生きる目的を明確にし、社会性を伸ばす上でも、自己理解を伸ばす指導が重要であると述べている。梅永 (2017) は職業リハビリテーションにおいて言われている職務の遂行 (ハードスキル)、日常生活の遂行 (ライフスキル)、職業生活遂行 (ソフトスキル)について発達障害者について考察している。就労の問題

が仕事そのものの能力であるハードスキルよりは日常生活や余暇などのソフトスキルの問題がはるかに大きいと述べている。さらにソフトスキルの問題が主要な離職理由となっているように、高度な専門的知識を必要とするライフスキルカウンセラー(仮称)のような専門家が必要だと述べている。就労支援の専門家もライフスキルの支援者も、発達障害者を変えようとするのではなく、彼らの周りの環境を彼らに合った、生きやすいように構築する、いわゆる「合理的な配慮」を行うようなサポートこそが重要であると述べている。

これらの報告は、発達障害でありながら就労するために必要なスキルについて具体的に述べているが、川端 (2019) は、発達障害を抱えた就労者へのアンケートから、自らが得意なことを活かすことで「仕事への満足と期待」が高まり、その「価値観」と「満足と期待」の両面が仕事の進退に悩んだときの検討材料となり、相互に比較しながら職場で働き続ける選択につながっていると述べている。このことは障害者の気持ちの持ち方が就労を続ける上で重要であることを示している。この点からも、大学において就労という目標を持って勉強することが重要であり、現実的な目標を早い時期から設定し、仕事の価値、満足、期待を持って学生生活を営めると良いだろう。特に受け身的な特徴が強い、いわゆる「指示待ち」の学生にとって重要である。

3-2-5 高校までの就学指導の必要性

高校で行う進路指導では、大学選択の段階で障害特性を理解し、大学教育の具体的な内容と卒業後の就職先とそこでの仕事の内容を理解したアドバイザーと相談し、高校2年までには方向性を決めて本人の希望と障害特性にあった学部学科を選択すべきである。今回紹介した事例からわかるように、高校の段階で自分に合った大学選択を時間的・精神的に余裕を持った状態で進めることができていたら、大学生活での不安やスマホ依存、日常生活に関する低い自己理解をある程度克服できていた可能性がある。学生が目標を持てない大学に進学するとモチベーションも下がり卒業だけでなく就職も困難になる可能性がある。受験手段、自宅通学か一人暮らしか、どんな仕事につきたいかなど、早くから具体的に話し合っておくべきである。特性によっては、一人暮らしが難しい学生もいると考えられるが、早くから準備することで、特性にあった住む場所の選択や自炊の練習ができ、結果として一人暮らしが可能になる可能性がある。高校において、幅広い知識を持ったキャリアコンサルタントによる生活面の指導を含めた就学指導が望まれる。そのためには、高校でのキャリア教育の段階から、専門的なキャリアコンサルタントの関与が重要であり、そのためにも優秀なキャリアコンサルタントの養成が急務である。

3-2-6 過重の負担にならない範囲の合理的配慮

ここまで、合理的配慮とその具体的な進め方について、筆者の経験をもとに提案してきたが、ただでさえ 多忙な私立理系大学の教職員にとって荷重にならない範囲について考えてみたい。改正障害者差別解消法(内閣府, 2021)によって、過重の負担となる場合は配慮する必要がないことになっているが、経済的に不可能で ある場合は簡単であるが、何を荷重に感じるかは教員個人によってかなり異なる場合がある。たとえば、教職員の中には直接面談の時間をとってアドバイスをすることを負担と感じる結果、すべてメールで対応しようとすることなどがある。メールでは情報を正確に伝えることが難しい学生の場合にはどう考えるか。 定期 的に面談することについても、トラブルが起きたときだけ対応すればいいと考える教職員にとっては負担と なる。また、学生実験の準備については、先に述べたようなサポートをするための準備には多くの時間を要する。一般学生のためには必要のないサポートなどもある場合がある。一つ一つの事例に応じて対応していくしかないが、だからこそ、先に述べたように、相互理解と安心感・信頼感を前提とした合理的配慮について全学体制で議論を積み重ねる必要がある。

文献

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED). https://www.jeed.go.jp/ (最終閲覧、令和5年 12月14日)

独立行政法人日本学生支援機構 (2021) : 合理的配慮ハンドブック〜障害のある学生を支援する教職員のために. https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/shogai_infomation/handbook/__icsFiles/afieldfile/2021/04/01/h29_handbook_main.pdf (最終閲覧、令和5年12月14日)

- 独立行政法人日本学生支援機構(2023):令和 4 年度(2022 年度)大学、短期大学及び高等門学校における 障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書. https://www.jasso.go.jp/statistics/ gakusei_shogai_syugaku/2022.html(最終閲覧、令和5年12月14日)
- 広島大学 アクセシビリティセンター. https://www.achu.hiroshima-u.ac.jp/(最終閲覧、令和 5 年 12 月 14 日)
- 川端奈津子(2019): 就職した自閉スペクトラム症者が困難に対処しながら働き続ける過程. 自閉症スペクトラム研究, Vol. 17, No. 1, 43-51.
- 株式会社 LITALICO. https://litalico.co.jp/ (最終閲覧、令和5年12月14日)
- 三好智子・藤川洋子(2022): 理系学生の発達障害に対するイメージ、知識、意識の傾向-発達障害学生を取り巻く人的環境の整備に向けて. 京都ノートルダム女子大学研究紀要, 第52号,109-121.
- 内閣府(2016):「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」. https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html(最終閲覧、令和5年12月14日)
- 内閣府(2021):障害者差別解消法に基づく基本方針の改定. https://www.cao.go.jp/press/new_wave/20230331_00008.html#:~:text (最終閲覧、令和5年12月14日)
- 清水浩 (2019) : 高等学校に在籍する ASD 生徒のライフプランニング力を高める指導に関する研究. 白鷗大学教育学部論集, 13 (2), 35-47.
- 梅永雄二 (2017) : 発達障害者の就労上の困難性と具体的対策 —ASD 者を中心に. 日本労働研究雑誌, No. 685/August. 57-68.
- 渡邉雅俊 (2010): 通常学級に在籍する発達障害が疑われる児童生徒における仲間関係の実態. 教育実践学研究(山梨大学教育学部附属教育実践研究 指導センター研究紀要), 15,173-183.
- 吉利宗久・村上理絵(2018): 高校生の発達障害に対するイメージ、知識及び意識の実態と傾向―「進学校」における質問紙調査を通して. LD 研究, 27(4),500-510.
- 山口大学 学生特別支援室. http://ssr.ssc.oue.yamaguchi-u.ac.jp/for_examinee.html (最終閲覧、令和 5年12月14日)